（備考）
１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
申請者は以下の要領に従って、経営革新計画の必要事項を記載すること。ただし、経営革新計画を共同で実施、作成する場合にあっては、別表３及び別表４については、参加する中小企業者毎に記載すること。
様式第１３の申請者名は、共同で経営革新計画を実施する場合においては、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営革新計画参加企業については、申請書の余白に企業名を記載すること。

１　経営革新の目標
別表１の該当する欄に記載すること。

２　経営革新による経営の向上の程度を示す指標
別表１の該当する欄に記載すること。経営の向上の程度を示す指標は、付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）又は一人当たりの付加価値額のいずれか及び給与支給総額（役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含まない。以下、「各種手当」という。）を用いること。付加価値額及び一人当たりの付加価値額並びに給与支給総額をそれぞれ記載すること。

（１）人件費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。
・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用
（２）減価償却費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省くこと。
・減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）
・リース・レンタル費用（損金算入されるもの）
（３）一人当たりの付加価値額
・勤務時間によって人数を調整すること。
・従業員数の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとすることが必要である。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要がある。（その際には、勤務時間によって人数を調整する必要がある。）
・伸び率の算出は、小数点以下第２位を四捨五入したものを記載すること。

３　経営革新の計画期間
別表１の「計画期間又は事業期間」等に関する記載方法は、次のとおりとする。

（１）研究開発を実施する期間（以下「研究開発期間」という。）がある場合
「計画期間又は事業期間」欄には、計画期間として、３年間ないし８年間の期間を記載すること。その上で、「研究開発期間」欄には、研究開発を実施する期間を記載し、「事業期間」欄には、計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、３年間ないし５年間の期間を記載すること。
（２）研究開発を実施する期間がない場合
「計画期間又は事業期間」欄及び「事業期間」欄に、事業期間として、研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、３年間ないし５年間の期間を記載すること。
「研究開発期間」欄は記載不要。

４　経営革新の内容及び実施時期
別表１の「経営革新の内容及び既存事業との相違点」欄及び別表２に記載すること。経営革新の内容については、新事業活動の類型に則して、新たな取組の内容を具体的に記述すること。
なお、別表２の記載方法は、次のとおりとする。

（１）番号は、１、２ 、１－１、１－２、１－１－１、１－１－２というように、実施項目を関連付けて記載すること。
（２）実施項目は、具体的な実施内容を記載すること。
（３）評価基準は、定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とする。
（４）評価頻度は、自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、１年、半年後、１年後などと記載すること。
（５）実施時期は、実施項目を開始する時期を４半期単位で記載すること。１－１は初年の最初の四半期に開始、３－４は３年目の第４四半期に開始することを示す。

５　経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
別表３に記載すること。直近３年間の決算書から記入すること。創業３年未満の場合は記入できる範囲を記載すること。また、資金調達額については、計画期間の間のみ記載し、経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している者は、併せて別表４に記載すること。

６　組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金を賦課しようとする場合にあっては、その賦課の基準
別表５に記載すること。賦課の基準については、生産数量（金額）、従業員数、出資金等具体的に記載すること。